

## 議案第15号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月4日提出

岬町長 田代 堯

### 提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、同法の条項ずれが生じるため、関係条例を整理するものです。

## 岬町条例第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（岬町税条例の一部改正）

第1条 岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

（岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第2条 岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年岬町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第3号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

○岬町条例（昭和51年岬町条例第19号）（第1条関係）

新	旧
<p>第1条～第36条（略） （町民税の申告） 第36条の2（略） 2～9（略） 10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項）に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）を、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第36条の3～第63条（略） （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2（略） （1）代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>第1条～第36条（略） （町民税の申告） 第36条の2（略） 2～9（略） 10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項）に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）を、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第36条の3～第63条（略） （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2（略） （1）代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>

<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第63条の3～第88条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第90条～第139条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第63条の3～第88条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第90条～第139条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第63条の3～第88条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第90条～第139条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第63条の3～第88条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第90条～第139条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	--	--	--

○岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年岬町条例第29号）（第2条関係）

新	旧
<p>第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人番号利用事務実施者 法第2条第1.3項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(3) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第1.5項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人番号利用事務実施者 法第2条第1.2項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(3) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第1.4項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>以下 (略)</p>